

## 交通ルールの確認をよろしくお願いします

H28年度がスタートして、早2ヶ月。子どもたちも学校生活を楽しんでいます。保護者や地域の方々のご協力を頂きながらこれからも、子どもたちの健やかな成長を支援していきたいと思っています。

最近、地域の方から、お電話を頂くことがありました。子どもたちの国道の横断の仕方、自転車の乗り方が心配だという内容でした。松田区は、高速出入り口へつながる国道を目の前にし、交通量も多く、さらに高速を出たばかりの車は、スピードが出ています。子どもたちの命を守るためにも交通ルールをしっかりと身につけさせたいと思っています。

学校でも、5月に「交通安全教室」を開催しました。自転車の安全な乗り方についても、実技をとおして、学習しました。ぜひ、ご家庭でも、下記の資料を参考に、今一度、自転車の乗り方を子どもたちとご確認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

地域の方々の子供たちの見守り本当にありがとうございます。これからもよろしくお願い申し上げます。何かあれば、学校にご一報ください。

### 資料 自転車は車の仲間 ルールを守って安全運転

自転車が関連する交通事故は全事故の約2割を占めているという。自転車は「車のなかま」だから原則として車道を走る。ヘルメットの着用も保護者の義務。ルールを守り、安全な運転を心がけましょう。

平成19年6月14日に成立した「道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)」により、次のとおり自転車に関する通行ルール等の規定が見直された。これらの改正規定は「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」から施行されることとなっています。

#### ◆安全運転の義務

○道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】道路交通法第70条

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

#### ◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯

○夜間自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければならない。

【該当規定】道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項、道路交通法施行令第18条第1項第5号

【罰則】5万円以下の罰金

#### ◆酒気帯び運転の禁止

○酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】道路交通法第65条第1項

【罰則】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)

#### ◆二人乗りの禁止

○自転車の二人乗りは、各都道府県公安委員会規則に基づき、6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、原則として禁止。

【該当規定】道路交通法第55条第1項/第57条第2項

【罰則】5万円以下の罰金/2万円以下の罰金又は科料

#### ◆並進の禁止

○「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

【該当規定】道路交通法第19条

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

#### ※乗車用ヘルメットに関する規定

○児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の10

#### ※自転車関連事故は出合い頭衝突が半数以上

○平成26年中の自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数(自転車関連事故)は109,269件。

自転車の事故の交通事故全体に占める割合は約2割(構成率19.0%)。

交通事故件数を相手当事者別にみると、対自動車(同84.4%)が8割以上と最も多くなった。